

●香川県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成24年7月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

変更年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地		サービスの種類
		変更前	変更後	
平成23年8月1日	セントケア観音寺観音寺市栄町3丁目3番10号	セントケア香川株式会社 高松市中新町11番地1ア クア高松中新町ビル702号	セントケア四国株式会社 高松市中新町11番地1ア クア高松中新町ビル702号	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護